

上尾市 新規就農 支援制度

上尾市農政課
048-775-7384

上尾で新たに就農すると補助額最大

160万円



農業機械等導入支援補助金

新規就農者経営支援補助金

100万円 + 60万円

対象者

① 青年等就農計画書が認定されていること(認定新規就農者)

または北足立北部明日の農業担い手育成塾の研修生

② 市内在住の18歳以上60歳未満の者で、市内で新たに就農する者

③ 市税を滞納していないこと。

④ 30a以上の農地を取得または借受している者(農業用施設の場合は10a)

⑤ 5年以上の期間、当該農地を使用し、農業を営むこと。

⑥ 国又は県からこの要綱の規定による補助金に相当する給付を受けていないこと

※以下は新規就農者経営支援補助金のみ

⑦ 農業大学校や民間の農業機関等において、概ね1年以上の研修を受けているか、当該研修を受けた者と同等の技量があると明らかに認められること。

① 農業機械等導入支援補助金

◆ 補助額

補助対象経費の2分の1

合計100万円まで※(中古品:50万円)

◆ 補助対象経費(例)

農業用施設	温室ハウスの工事費 農業用倉庫の工事費 保管庫・冷蔵庫の購入費
農業用機械	トラクター等の購入費 運搬機器・省力機器等の購入費
農業用資材	自作温室ハウスの部材費 温室設備機器の購入費 灌水資材・細霧設備機器の購入費 養液栽培・栽培環境機器の購入費 栽培管理・生産管理パソコンソフト ウェアの導入費※PC・タブレット等端末の購入費は除く

※補助対象経費は消費税・地方消費税額を除きます

※令和7年度より、過去に受けたことがある方でも補助額が100万円に満たしていない場合は再度申請できます。また、複数の機械をまとめて申請できます。

② 新規就農者経営支援補助金

◆ 補助額

1ヶ月あたり5万円

最大12ヶ月 60万円

◆ 補助対象経費

賃借料	農業用施設の利用料 選果場の利用料 農機具の利用料等
種苗費	種、苗等の購入費
肥料費	肥料、液肥等の購入費
燃料費	灯油及び重油の購入費
農具費	取得価格が10万円未満又は使用可能期限が1年未満のバケツ、はさみ、ほうき、かま、育苗箱、コンテナ等の農具購入費用
農業衛生費	農薬等の購入費
諸材料費	ビニール、マルチ、針金、テープ、袋等の購入費
作業用衣料費	長靴、帽子、手袋、作業着等、農業を営む上で必要な衣料の購入費

※補助対象経費は消費税・地方消費税額を除きます

申請に必要な書類

- 上尾市農業機械等導入支援補助金交付申請書
- 見積書の写し
- 農業用機械、農業用施設、農業用資材の内容が分かる書類(仕様書、カタログ、パンフレット等)
- 青年等就農計画認定書又は北足立北部明日の農業担い手育成塾の研修生であることを証明する書類の写し
- 補助金の交付を受けたことがある場合は、上尾市新規就農者農業機械等導入支援補助金交付確定通知書の写し
- 市税に未納がないことの証明書
- その他市長が必要と認める書類

申請に必要な書類

- 上尾市新規就農者経営支援補助金交付申請書
- 青年等就農計画又は青年等就農計画認定書の写し
または北足立北部明日の農業担い手育成塾の研修生であることが分かる書類の写し
- 営農計画書及び収支予算書
- 農地、農業用機械、農業用施設の一覧、契約書等の写し
- 市税に未納がないことの証明書
- その他市長が必要と認める書類

注意事項

- 補助は1経営体あたり1回までです。
- 購入前に事前相談と申請をしてください。購入後に申請されても補助対象となりませんのでご注意ください。
- 定期的に交換を要する農業用資材や消耗品、他の用途に転用できる機械(軽トラック等)は補助対象となりません。

注意事項

- 毎月10日までに請求書の提出が必要となります。
- 3か月ごとに就農状況報告書の提出が必要となります。
- 年度末に就農の状況を上尾市新規就農者経営支援補助金就農状況報告書の提出が必要です。
- 関係する書類及び帳簿等は、後日提出を求めますので5年間大切に保管してください。
- 国または県から就農準備資金・経営開始資金(農業次世代人材投資資金)を受給している方は申請できません。

農業機械等導入支援補助金の申請方法

1 見積書の取得 (申請者 → 業者)

購入を希望する機械や設備の見積もりを業者から取得してください。

2 補助金の申請 (申請者 → 農政課)

見積りの取得が終わりましたら、下記の書類を農政課に提出してください。

～必要書類～

- 上尾市新規就農者農業機械等導入支援補助金交付申請書
- 見積書の写し
- 農業用機械、農業用施設、農業用資材の内容が分かる書類
(仕様書、カタログ、パンフレット等)
- 青年等就農計画認定書又は北足立北部明日の農業担い手育成塾の研修生であることを証明する受講証明書その他の書類の写し
- 既に補助金の交付を受けたことがある場合は、交付を受けた際の上尾市新規就農者農業機械等導入支援補助金交付確定通知書の写し
- 市税に未納がないことの証明書
- その他市長が必要と認める書類

3 交付決定通知書の送付 (農政課 → 申請者)

下記の書類をご自宅に送付します。(申請受理後、1週間程度で送付)

◆「上尾市新規就農者農業機械等導入支援補助金交付決定通知書」

※交付決定通知書が届くまで、購入しないでください。

4 交付決定を受けた機械、設備の購入 (申請者 → 業者)

交付決定を受けた機械(設備)を業者に発注。納品までしてください。

5 実績報告書の提出 (申請者 → 農政課)

納品が終わりましたら、下記の書類を農政課に提出してください。

～必要書類～

- 上尾市新規就農者農業機械等導入支援補助金実績報告書
 - 領収書の写し
 - 農業用施設、農業用機械又は農業用資材の写真
 - 上尾市新規就農者農業機械等導入支援補助金交付決定通知書の写し
- ※報告内容について、現地調査をする場合があります。

6 実績報告書の提出 (農政課 → 申請者)

下記の書類をご自宅に送付します。(申請受理後、2週間～3週間程度で送付)

◆「上尾市新規就農者農業機械等導入支援補助金交付確定通知書」

◆「上尾市新規就農者農業機械等導入支援補助金請求書」

7 請求書の提出 (申請者 → 農政課)

確定通知書を受け取りましたら、下記の書類を農政課に提出してください。

～必要書類～

- 上尾市新規就農者農業機械等導入支援補助金請求書
- ※請求書の提出から2週間程度で指定口座に振り込みます。
※振込通知書は送付しませんので、通帳を記帳するなどして確認してください。

新規就農者経営支援補助金の申請方法

1 補助金の申請（申請者 → 農政課）

下記の書類を農政課に提出してください。

～必要書類～

- 上尾市新規就農者経営支援補助金交付申請書
- 青年等就農計画認定書又は北足立北部明日の農業担い手育成塾の研修生であることを証明する受講証明書その他の書類の写し
- 営農計画書及び収支予算書
- 農地、農業用機械、農業用施設の一覧、契約書等の写し
- 市税に未納がないことの証明書
- その他市長が必要と認める書類

2 交付決定通知書の送付（農政課 → 申請者）

下記の書類をご自宅に送付します。（申請受理後、1週間程度で送付）

- ◆ 「上尾市新規就農者農業機械等導入支援補助金交付決定通知書」

3 請求書の提出（申請者 → 農政課）

下記の書類を毎月10日までに提出してください。

- 上尾市新規就農者経営支援補助金交付請求書
- (例)4月分は翌5月10日までに申請します。3月分は3月末日付で提出してください。
※振込前に営農状態を確認する場合がございます。

4 就農状況報告書 ※四半期に一度（申請者 → 農政課）

下記の書類を四半期に一度提出してください。

- 上尾市新規就農者経営支援補助金就農状況報告書
- ※報告書様式はひと月分です。3か月分をまとめて提出してください。
※また年度途中をまたいで補助金の交付を受ける場合は、翌3月に1度報告ください。
- <4月に申請した場合の提出月(例)>
●7月(4～6月分) ●10月(7～9月分) ●1月(10～12月分) ●3月末日付(1～3月分)
- <6月に申請した場合の提出月(例)>
●9月(6～8月分) ●12月(9～11月) ●3月(12～2月分) ●3月末日付(3月)年度内清算
★6月(4～5月分) 新年度分
- ※4・5月分は補助金交付確定後に再度補助金の交付申請をする必要があります。

必ず作業日誌の作成をしてください。

別に作業日誌を作成している場合は、その写しの提出で代えることは可能です。

5 補助金の受給が終了したら（申請者 → 農政課）

下記の書類を農政課に提出してください。

～必要書類～

- 上尾市新規就農者経営支援補助金実績報告書
- 領収書の写し(補助金交付期間に使用したものすべて)

6 補助金の確定（農政課 → 申請者）

下記の書類をご自宅に送付します。（実績報告書受理後、2～3週間程度で送付）

- ◆ 上尾市新規就農者経営支援補助金交付確定通知書

※申請に使用した書類は必ず5年間保管してください。